

北辰中学校
令和6年度 部活動の基本方針

1 はじめに

本校では、スポーツ・文化芸術に興味・関心のある生徒が、自主的・自発的に参加し、体力や技能の向上や、望ましい人間関係の構築、学習意欲の向上や、自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するため、教育活動の一環として、部活動を実施する。

現在、少子化の進展や、学校における働き方改革が進む中、市教育委員会では、令和8年度までの「部活動の地域移行」実現を目指しており、本校では、その趣旨を踏まえ、保護者、地域関係者が連携し、速やかに改革に取り組み、持続可能な活動環境を検討・整備していく必要がある。令和6年4月現在、野球、相撲、陸上等において、段階的に地域移行化が図られており、今後は、スキーやソフトボール等においても進めていく予定である。

今後も、部活動の自主的で多様な学びの場であった教育的意義を継承しながら、必要とされる改革に取り組み、部活動の新たな価値を創出していくことが大切である。

2 運営の方針

- (1) 本校の部活動は、市・市教委が策定している「小学校期の文化・スポーツ活動等及び中学校期の部活動の指針」を踏まえ、全教職員の共通理解に基づき、その負担等を考慮しながら、役割分担をして行う。
- (2) 部活動は、生徒の自主的・自発的な参加に行われ、その加入は原則任意とする。
- (3) 弘前市教育委員会が目指す「部活動の地域移行」の趣旨を踏まえ、保護者や地域関係者等と連携し、計画的・継続的な運営が進められるよう配慮する。

3 指導の方針

- (1) 校長は、部活動顧問の決定等において校務全体のバランスに配慮するなど、適切な指導、運営及び管理に係る体制を構築する。また、毎月の活動計画・実績を確認し、教師の負担が過度にならないよう、適宜、指導・是正を行う。
- (2) 校長、部活動顧問、外部指導者等は、生徒の心身の健康管理、事故防止を徹底し、体罰・ハラスメントを根絶する。特に、生徒がバランスの取れた学校生活への配慮や、活動における安全対策等については、十分に留意する。
- (3) 部活動顧問等は、運動部・文化部ともに、適切な休養を取りながら、競技・分野の特性を踏まえた、合理的かつ効果的な活動・練習を進めるよう配慮する。
- (4) 部活動ごとの活動方針、年間計画等については、部活動の顧問が立案し、生徒及び保護者に周知し、理解と協力が得られるよう役立てる。
- (5) 生徒が活動する際は、必ず顧問が活動場所に立ち会うものとする。顧問が活動場所に付けない場合は、活動を停止するか、他の教師等が立ち会う。

4 休養日等の設定

部活動における休養日及び活動時間について、成長期にある生徒がバランスのとれた生活を送ることができるよう、市の「部活動の指針」に基づき、以下の基準を設ける。

- (1) 学期中は、週当たり2日以上の休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、週末は少なくとも1日以上を休養日とする。)
- (2) 週末(土・日)に大会等に参加した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- (3) 長期休業中の休養日は、学期中に準じて扱う。
- (4) 1日の活動時間は平日は2時間程度、休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とする。
- (5) 職員会議等が計画される場合は、部活動は実施しない。

※中体連強化期間、定期試験前、学校行事等の前後等の活動や、生徒の退下時間については、別に定める。

5 練習試合や大会への参加等

- (1) 練習試合や、学校が単位となって参加する大会数については、生徒の健康や家庭への負担を考慮し、過度にならないよう配慮する。
- (2) 上記を実施する場合は、事前に所定の届け出用紙を提出し、校長の許可を得る。
- (3) 上記の移動手段等については、保護者の自家用車を原則とし、教職員の自家用車に同乗させてはならない。
- (4) 宿泊を伴う大会参加、遠方地への遠征等を計画する場合は、事前に校長と相談する。
- (5) 部活動参加人数の現状に伴い、他校と合同チームを組んで大会等に参加する場合は、保護者の了承を得る。

6 設置する部活動

NO.		部活動		活動場所		顧問
1	体育的	陸上	男女	グラウンド	冬期間は 柔剣道場 体育館 廊下	小笠原・成田公
2		野球	男女	グラウンド		吉野・菊池
3		ソフトボール	女	グラウンド		花田・成田修
4		卓球※	男女	体育館		中畑・豊巻
5	文	吹奏楽	男女	音楽室		飯田・山口

※卓球部は、令和6年度より募集停止

7 運営上の留意点(諸届けなど)

(1) 部活動の入部等

特活指導部は、部活動説明会や、入部等に伴う手続き(様式1、2)、組織会等の詳細を計画し顧問の協力を得て実施する。

(2) 月ごとの活動計画及び実施報告書

部活動の顧問は、年間計画や、毎月の活動計画予定表、実施報告書を作成し、特活部長に提出して校長の許可・承認を得る。

(3) 校外・校外部活動届

校外での部活動での大会等に参加する場合は、事前に管理職に相談し、校外部活動届(様式3)を特活部長に提出して、校長の許可を得る。また、校内において、練習試合・合同練

習等を計画する場合も同様とする（様式4）。

(4) 外部指導者等の扱い

外部指導者等については、本校で定めた「部活動の外部指導者等に関する申し合わせ」（別添）に基づき扱うものとする。また、市の「部活動アシスタント制度」等を活用し、校長が正式に外部指導者として委嘱の上、保護者等に周知する。

8 その他

(1) 父母会等について

各部活動においては、必要に応じて父母会を組織することができる。また、部費または、必要経費等を集金する場合は、文書により周知し、年度末には会計報告を行うとともに、管理職に報告する。

(2) 休部について

部活動に所属する部員がいなくなった時点で、年度内は休部扱いとする。次年度も休部が継続した場合は、廃部について検討する。

(3) 部活動の地域移行について

「部活動の地域移行」の具体的な計画については、令和7年度まで「改革推進期間」とされ準備が進められているため、随時、情報収集・共有を進める。今後も、保護者・地域関係者等と連携し、その推進に努める。